

ID: 147

担当部署: 町民課

処分の概要	介護保険料徴収猶予の取消し		
例 規 名 根 拠 条 項	聖籠町介護保険条例施行規則 第7条第1項		
例 規 番 号	平成13年 規則第23号		
<p>【根拠条文】 (介護保険料徴収猶予の取消) 第七条 前条の規定により保険料の徴収猶予を受けたものが、その者にかかる財産の状況その他の事情の変化によりその徴収猶予を継続することが適当でないと認められるときは、その徴収猶予をした保険料の全部又は一部について徴収猶予を取り消し、これを一時に徴収する。 2 前項の規定により徴収猶予の取消をしたときは、その旨を当該納付義務者に別記様式第十号の介護保険料徴収猶予取消通知書により通知するものとする。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設 定 年 月 日	平成 22 年 4 月 1 日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日